

扶養	扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消し	民法第八百七十八条及び第八百八十条
九	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	民法第八百七十九条及び第八百八十条
十	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	民法第八百七十九条及び第八百八十条
相続	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	民法第八百九十七条第二項
十一	遺産の分割	民法第九百七条第二項
十二	遺産の分割の禁止	民法第九百七条第三項
十三	寄与分を定める処分	民法第九百四十二条第二項
十四	厚生年金保険法等	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十八條の二第二項、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十三條の五第二項(私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第百四十五号)第二十五條において準用する場合を含む)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百五十五條第二項
十五	請求すべき按分割合に関する処分	生活保護法第七十七條第二項(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律平成二十年法律第八十二号)第二十二條第二項において準用する場合を含む)
十六	生活保護法等	生活保護法第七十七條第二項(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律平成二十年法律第八十二号)第二十二條第二項において準用する場合を含む)

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年五月二十五日

法務大臣 江田 五月
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 枝野 幸男

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 枝野 幸男

法律第五十三号

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(旧非訟事件手続法の一部改正)
第一条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律
目次及び第一編の編名を削る。
第一条から第三条までを次のように改める。

(趣旨)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記については、他の法令に特別の定めがある場合を除き、この法律の定めるところによる。

第二条 日本に事務所を設けた外国法人(民法第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。第四条において同じ)の登記の事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所(第五条第一項から第三項までにおいて「法務局等」という。)が、登記所としてつかさどる。

(外国法人登記簿)
第三条 登記所に、外国法人登記簿を備える。
第四条から第七十一条までを削る。
第二編の編名、同編第一章及び第二章並びに同編第三章の章名を削る。
第二百七条から第二百二十条までを削る。
第二百一十一条に見出しとして、「(商業登記法の準用)」を付し、同条中、「乃至第五條、第七條乃至第十五條」を、「から第五條まで、第七條から第十五條まで」に、「乃至第二十三條の二」を、「から第二十三條の二まで」に、「及び第十六号ヲ除ク」を、「及び第十六号を除く」に、「及び第三項並第二百三十二條乃至第四百四十八條ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス」を、「及び第三項並びに第三百三十二條から第四百四十八條までの規定は、日本に事務所を設けた外国法人の登記について準用する。」に改め、同条を第四條とし、同条の次に次の三條を加える。

(夫婦財産契約の登記の事務をつかさどる登記所)
第五条 夫婦財産契約の登記の事務は、夫婦となるべき者が夫の氏を称するときには夫となるべき者、妻の氏を称するときには妻となるべき者の住所を管轄する法務局等が、登記所としてつかさどる。
2 前項の登記の事務は、同項に規定する夫となるべき者又は妻となるべき者の住所が日本国内にないときは又は当該住所が知れないときは当該夫となるべき者又は妻となるべき者の居所地を管轄する法務局等が登記所としてつかさどり、日本国内にその居所がないときは又はその居所が知れないときは当該夫となるべき者又は妻となるべき者の最後の住所を管轄する法務局等が登記所としてつかさどる。

3 第一項の登記の事務は、前二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が定まらないときは、法務大臣が指定する法務局等が登記所としてつかさどる。
4 第一項及び第二項の規定により登記の事務をつかさどる登記所が二以上あるときは、法務省令で定めるところにより、法務大臣又は法務局長若しくは地方法務局長が、登記の事務をつかさどる登記所を指定する。
(夫婦財産契約登記簿)
第六条 登記所に、夫婦財産契約登記簿を備える。
(共同申請)

第七条 夫婦財産契約に関する登記の申請は、特別の定めがある場合を除き、当該夫婦財産契約の当事者の双方が共同してしなければならない。
2 前項の登記を申請する場合には、申請人は、その申請情報と併せて夫婦財産契約をしたことを証する情報又は管理者の変更若しくは共有財産の分割に関する処分が審判があったこと若しくはこれに関する契約をしたことを証する情報を提供しなければならない。